

第2回臨時会が終わりました！

平成 27 年 4 月 24 日開催された第 2 回臨時会では、議案第 1 号から議案第 4 号、承認第 1 号から第 3 号について審議されました。

賛否等詳細については「議会の結果」をご覧ください。

議案第 1 号 八雲町税条例の一部を改正する条例

この度の改正は、町税の減免申請を行うための期間を、「納期限前 7 日」から「納期限」に改めるものです。

質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第 2 号 八雲町介護保険条例の一部を改正する条例

この度の改正は、介護保険料率の第一段階を現行の 0.5 から 0.45 に軽減するものです。この改正により第一段階の保険料額は 30,000 円から 27,000 円に減額されます。軽減される期間は平成 27 年度から平成 29 年度までです。

また、保険料の減免申請については、議案第 1 号と同様に普通徴収により保険料を徴収されている場合は「納期限」までに、特別徴収により年金から支払いをしている場合は、「支払いを受ける日」までに申請期間を改めます。

質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第 3 号 平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 1 号）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 3,120 万 2,000 円を追加し、総額 128 億 1,520 万 2,000 円にします。

増額の主なものは、熊石鳴神町内会所有の山車改修費用、子育て世帯臨時特例給付金（対象条件あり、対象者 1 人 3,000 円、10 月頃支給）、八雲中学校屋内運動場改築工事（H27.9～H28.10）、4 月 3 日の豪雨被害による災害復旧費用などです。これらの支出は、国や道からの支出金や、自治総合センター助成金、町債などにより賄われます。

質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第 4 号 平成 27 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

この度の補正は、議案第 2 号で説明のあった介護保険料第一段階の軽減により、歳入先に変更が生じるもので、予算の総額には変更はありません。

質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

八雲町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、専決処分したことが報告されました。

改正の内容は、平成27年度以降の年度分の軽自動車について適用されることになっていた原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用開始期間が1年間延期されたことです。

質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

八雲町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正したことが報告されました。

改正の内容は、不均一課税（企業などが進出しやすいよう、一定の範囲に限り条例によって一般の税率とは異なる税率で課税すること）をした場合に、普通交付税により減収補てんの対象となる事業が追加されたものです。

既存の事業は、「製造の事業」「旅館業」だけでしたが、

- ①有線放送事業、ソフトウェア事業、情報処理・提供サービス行又はインターネット附属サービス（インターネットを利用した通信又は情報の処理もしくは提供に関する事業活動であって総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業
- ②前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業
- ③当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

以上が追加されました。

なお、「半島振興法」の失効期限が「平成27年3月31日」から10年間延長され、「平成37年3月31日」とされました。

次のような質疑の後、全会一致で原案のとおり可決されました。

◎主な質疑

- Q. ③にある、地域以外の者に販売することを目的とするというのはどういうことか。
- A. 詳細は示されていないが、直売所のように渡島桧山地域以外の方を対象として販売するということを想定したものです。八雲で言えば「丘の駅」のようなところではないかと思います。
- Q. 条例に独自の考えを入れる余地はあるのか。
- A. 国の法律の域を超えない条例と捉えています。

Q. 酪農の大規模が進んでいるが、この条例の製造事業に酪農を入れて欲しい。この条例、もしくは類する条例で固定資産の減免ができる条例を是非作ってもらえないか。

A. 内部的にも協議をしたし、渡島振興局とも話し合った経過があるが、酪農業は対象にならないと言われました。固定資産の課税免除なり、不均一課税の拡大化をすることのご意見だと思いますが、町独自の拡大化を図れば国や道からは財政的に余裕があるとみなされ、特別交付税のペナルティー要素となることが懸念されます。

固定資産の免除ではなく、補助金・交付金の制度化が本来のあり方だと、町としては整理しています。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

八雲町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したことが報告されました。

地方税法施行令の一部改正により、法定賦課限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充に関する改正です。

法定賦課限度額は、医療分が51万円から52万円に、後期高齢者支援金分は16万円から17万円に、介護保険納付分は14万円から16万円に改められました。

また、低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ等を行い、平成27年4月1日から適用されます。

次のような質疑の後、全会一致で原案のとおり可決されました。

◎主な質疑

Q. 医療分・支援金分・介護分で81万円だったものを85万円に引き上げるものですが、該当世帯数と合計金額をお知らせください。

A. 賦課限度額引き上げによる影響世帯ですが、平成27年度はまだ確定していないので、平成26年度分で考えると医療分220世帯、支援分300世帯、介護分280世帯で、合計金額は790万円になります。

Q. 790万円くらいなら、引き上げなくてもいいのではないか。

A. 健康保険料につきましては、負担能力に応じた応分の負担を求めるという立場で、保険料負担の格差の是正につながると考えております。

賦課限度額を上げないと、当然高所得者以外の層、中間層や低所得者層の負担割合が増えると考えられるので、高所得者層に応分の負担を求めるべきだと考えています。

“病院は地域の宝、みんなで守り続けましょう！！”